



全国センター通信

働くもののいのちと健康を守る全国センター
 発行責任者：岩永千秋
 〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4
 平和と労働センター・全労連会館6階
 Tel (03) 5842 - 5601
 Fax (03) 5842 - 5602
 毎月1日発行
 年額1,500円 (送料込、会員は会費を含む)
<http://www.inoken.gr.jp>

「事態を動かすのは遺族」と国会常駐で議員に働きかけ 過労死等防止対策推進法成立まで

6月20日午後8時5分、参議院本会議場に「投票数239・賛成239・反対0」の電光掲示板が付き、「過労死等防止対策推進法」(過労死防止法)が可決成立しました。「会期末は荒れる」と言われたとおり、開会時間は大幅に遅れましたが、切願の法案が成立した歴史的な瞬間でした。

構想から5年8カ月で成立!

2008年9月、過労死弁護団総会で「過労死等防止基本法」の決議案が出されました。翌年、過労死をなくしたい思いから手探りで動き出し、国会議員に辿り着きました。10年10月に第1回院内集会在開催でき、翌年に「防止法」全国実行委員会が結成されました。それから2年7カ月もの間に制定運動は各地に根付き、街頭署名や自治体意見書採択など、国民運動は大きなうねりとなって、ついに法案成立の日がやってきました。

超党派で議連設立

昨年からは機運は高まり、署名数が大幅に伸びました。地方議会意見書採択も上がり、国連勧告も出されて国会議員に「過労死防止法」への関心が集まりました。6月には超党派議員連盟が設立され、昨年秋の臨時国会で法案成立をめざし各党の動きは加速しました。

このため迅速なロビー活動が求められ、「議員を



衆院厚労委で陳述する寺西さん

動かすのは遺族だ」との提案に、思い切って常駐しました。弁護士と全国家族の会がペアになって面談を申し入れ、議員がダメなら秘書との面談を重ねて過労死の実態と防止法制定への理解を求めました。何度もお願いに行くことで、議員連盟(議

連)入会者は130人に達しました。

異例の参考人意見陳述が実現

通常国会で継続審議された与党案は議連案として承認され、衆議院厚生労働委員会に上りました。この法案には「過労死はあってはならない」の強いメッセージが込められているから、遺族の積年の思いを議事録に残すことに意味があるとの議員の計らいで遺族の声を届けることができました。参議院厚生労働委員会でも、同様に渾身の力で訴えました。予測がつかない国会運営に翻弄され、一喜一憂しながら毎日が山場となりました。

人間らしく働く社会への転換期に

国の責務で、過労死防止対策づくりのスタートに立つことができました。実効性のあるものにするには、11月に「過労死防止月間」を施行するための取り組みを、進めていかねばなりません。国と地方と一緒にあって、誰がどのように関わっていくのか、協議会・大綱・教育活動にも積極的関与が求められることで、みんなの知恵が必要です。

これからの日本社会を背負って行く若者が過酷な労働環境に追いやられ、優秀な人材を亡くすことは日本の未来をなくすこと。過労死のない社会に向けて、人間らしく働く社会の転換期にしたい。生まれたばかりの「過労死防止法」をみんなの力を合わせて大きく逞しく育てましょう!

(全国過労死を考える家族の会 寺西笑子)

〈今月号の記事〉

厚労省要請/談話・「過労死防止法」の成立にあたって	2面
札幌 ブラック企業根絶・市民公開講座	3面
各地・各団体のとりくみ	
医労連/中四ブロック/滋賀介護ネット/山梨	
社医研/東京/岡山	4~6面
岩手センター準備会学習会/相談室たより	岩手
	7面
脳・心臓疾患、精神障害等の労災補償状況	8面

2年半の実態をつかみ、基準・運用の改善を 精神障害の労災認定基準で厚労省へ要請

「いの健」全国センターでは、7月2日、厚生労働省会議室において「心理的負荷による精神障害の認定基準」についての要請を行いました(写真)。



要請項目の1つ目はパワハラに関するものです。同僚などの証言も得られず「客観的な裏付けがない」という理由での「業務外」が目立っています。2点目は「中」程度の出来事が複数あった場合の全体評価について。実際の運用実態が把握されていません。

他に発症日の認定と評価期間の問題、既に発症している疾病の悪化の評価、長時間労働の評価についてなどを中心に、相談事例に即して改善を迫りました。

職業病認定対策室の回答は、基準は専門検討会での結論をもとにしており、適正運用している、ということに終始しました。それに対して、発症後の悪化の問題等、検討会の議論と実際の運用とは乖離があることをさらに指摘した上で改善の事務連絡を出すことを要求しました。

精神疾患の労災認定は、申請数の増加に反し、認定数は減少しています。全国センターは、労働者保護の立場でさらなる改善を追求します。

(全国センター 岡村やよい)

談話 「過労死等防止対策推進法」の成立にあたって

2014年6月26日 働くもののいのちと健康を守る全国センター 理事長 福地 保馬

6月20日、参議院本会議において「過労死等防止対策推進法」(以下「本法律」)が全会一致で可決・成立しました。

「二度と私達と同じ悲しみをさせる人を生み出さない」一。ストップ!過労死 過労死防止法制定実行委員会は、「過労死を考える家族の会」や過労死弁護団、研究者、支援者など遺族の悲しみ、怒りを共有する人びとが中心となって2011年11月、実行委員会を結成し活動を進めてきました。100万人を目標にした制定を要求する請願署名は55万人分を超え、地方自治体の意見書は全国120地方議会に及びました。「いの健」全国センター、地方センターは各地でこの活動とともに進めてきました。

第1回の「過労死110番」から四半世紀超。過労死をなくすことを国の責務と明記した本法律が成立したことは、過労死等の防止にむけた大きな画期となるものであり、法成立に尽力された「家族の会」をはじめとしたすべての関係者のみなさまと喜びを共にするものです。

本法律は、大綱を作成し、国の責務として(1)過労死の実態の調査研究(2)教育、広報など国民への啓発(3)相談体制の整備(4)民間団体への支援という4つの対策を行い、自治体や事業主には対策に協力することを努力義務としています。また、遺族も参加する対策推進協議会の設置や国会への施策状況の報告を義務付けています。

過労死等に関する調査研究は、個人事業主やダブルワークの労働者を含む、すべての働く人びとの働く実態をつかむこと、労働災害・公務災害申請にさえ至らない過労死等の実態がわかるものとなることを要望します。また、長時間労働・過密労働が、労働者が人間らしく健康に働くことを妨げ、過労死の大きな要因になっていることから、本法律の成立を契機に「残業は年間360時間以内」との大臣告示を法定化するなど長時間労働を是正する実効ある措置をとることを求めます。

いまなお過労死・過労自殺は増え続けています。安倍内閣は本法律成立の4日後、「経済財政運営と改革の基本方針2014」「日本再興戦略改定」を閣議決定しました。そこで確認された「新たな労働時間制度」は、労働時間管理をないがしろにし、これまで以上に過剰な成果主義を生むという、まさに精神疾患を増大させ、過労自殺の原因を増幅させるものとなっています。「過労死はあってはならない」。国会が全会一致で決めた意志を、確実に実践するためにも、安倍内閣は雇用・労働規制緩和をただちに断念すべきです。

働くもののいのちと健康を守る全国センターは、本法律の成立を契機に、すべての働く人々にディーセントワーク(働きがいのある人間らしい仕事)の実現と、過労死・過労自殺のない社会と職場をつくるため前進するものです。

札幌 今野晴貴氏を招きブラック企業根絶の市民公開講演会を開く 札幌市と教育委員会が後援 市民100人が参加

北海道センターは、6月7日、市民公開講演会を開催。「ブラック企業」対策の第一人者の今野晴貴さん（NPO法人「POSSE」代表理事）の講演とシンポジウムに約100人の市民が参加しました。この講演会は札幌市と札幌市教育委員会が後援しました。

実行委員会を結成して

「いの健」北海道センターでは毎年この時期に「労安学校」を開催していますが、昨年9月の北海道セミナーで「ブラック企業」問題を取り上げ、その後の取り組みが広がり、ブラック企業被害対策弁護団と個人加盟労組の札幌地区労連、札幌ローカルユニオン「結」と実行委員会を結成して市民向けの講演会を行うこととしました。札幌で今野晴貴さんが市民対象に講演するのは初めてで、広く周知に努めました。行政も「ブラック企業対策」に踏み込み始めている状況があり、自治体の雇用・労働対策関係部や大学、専門学校のキャリアセンターにも参加を呼びかけました。

「下から」の社会崩壊

今野さんは、ブラック企業について、「労働者を大量採用し、選別の過程で低賃金、長時間労働、ハラスメントなどで追い詰め、大量に使い潰してうつ病を蔓延させている」とし、「昔からある『違法企業』でなく、労務管理で追い込み自ら退職するよう仕向けていく」「外食、小売り、飲食、介護などは若年労働者が多く、離職を前提に大量に採用し、無権利状態で働かせて公然と使い潰す」「経営体力のない中小企業の問題では無く、大企業・新興企業で起きている」と指摘。これらは少子化と市場の縮小、税収の減少、企業内の人材育成機能の崩壊を招き、「下からの」社会崩壊として深刻な「社会問題」であるとしました。

これらの解決策は「労務管理問題として対策にあたるべきで、行政でもやっと対応が始まった。当事者、労働組合、行政、教育関係者、医師・弁護士らと連携し社会全体で動こう」と呼びかけました。

コーディネーターの島田度弁護士はブラック企業被害対策弁護団が2月に実施した「ブラック企業被害深夜ホットライン」で22時から翌2時までに受けた27件の相談内容を報告し、半数が賃金・残業代の不払い、次いで長時間・過密労働や有休が取れないなどであったと実態を示しました。



会場満杯の参加者の前で講演する今野晴貴氏

シンポジストの田村修氏（勤医協中央病院精神科医師）は、「劣悪な労働環境によると思われる患者が増えてきている。医療現場としても職場と雇用の実態の認識が必要となっている」と報告しました。

鈴木一氏（札幌地域労組書記長）は「労働組合の役割が大きい。自動車整備会社では、月200時間残業してもわずかの固定残業代しか出ていなかったが、組合を結成しストライキも行い改善した。小さい組合でも大きな改善が可能」と訴えました。

熊木啓二氏（札幌有朋高校教諭）は「通信制高校では、働きながら学ぶ生徒の多くが、深夜労働や低賃金で働かされている。労働法をしっかりと教えることが大切」と語りました。

参加者からも深刻な実態が

「慢性的な時間外労働の残業代未払いを訴えたら解雇され裁判でたたかっている」という発言は寿司屋の労働者。小樽の観光店で働く労働者は「過重な仕事とパワハラでつぶれそうになったが、労組と相談し会社を訴えている」と報告しました。

また、札幌学生ユニオンの女子学生からは「ブラックバイトの職場を変えようと仲間を増やして、大きな社会実験をしている」との積極的な取り組みが報告されました。

参加者からは「ブラック企業に漠然としたイメージを持っていたがその危険性を知った。労組として意識して取り組みたい」「教育の役割の大きさを感じた」「勇気をもって立ち上がり堂々と訴える姿に感動した」等の感想が寄せられました。

翌8日は「労働安全衛生学校」が行われ、72人が参加しました。（北海道センター 佐藤誠一）

各地・各団体のとりくみ

医労連

職場の報告を「手引き」改訂に

第41回医療研究全国集会 in 東京

6月14日～15日、第41回医療研究全国集会を東京で開催し、全国から770人が参加。2日目は17の分科会で交流を深めました。「職場の安全衛生と環境改善」分科会(76人参加)について紹介します。

分科会には、9本のレポートが寄せられ、今年はパワハラ問題と腰痛対策にテーマが集中しました。

全日赤成田の鈴木さんからは、衛生委員会を活用したパワハラ撲滅と題して、全職員を対象としたパワハラ実態調査、重点職場を選定しての聞き取り調査、管理監督者のパワハラ防止研修会、パワハラ規定の策定にむけた取り組み等が報告されました。パワハラを受け休職、職種変更を経て職場復帰した仲間からは労働組合があったから職場復帰できたと、労組の役割が強調されました。静岡の鈴木さんからは、労働組合で対応した具体的な事例をあげ、被害者の健康状態を把握し休養・受診を優先し、事情をよく聞き取る、パワハラに該当するか否かの判断は組合でしない、証拠を集める、パワハラ防止の要求書、アンケートによる抑止力、団交や委員会での改善要求など実践的な報告が行われました。パワハ

ラ・メンタルヘルス対策のまめとして、産業カウンセラーの菅谷さんのミニ講座、精神科医の天笠先生の講演で学びました。

(写真)



午後は腰痛関係の報告を受けました。新潟・丸山さんからは急性一般病院における腰痛・頸肩腕痛実態調査、都庁職病院支部の大利さんからは、入職3年目までを対象とした腰痛実態調査の報告があり、正しい知識の普及の重要性が強調されました。京都の重田さんからは、腰痛予防対策チームを立ち上げ、職場に出向いてスライディングシートの使用方法を説明している実践が報告され、福岡・八木さんからは、ノーリフト協会とコンサルタント契約を締結してコーディネータを養成、法人全体にノーリフティングを普及させる取り組みが始まっていると報告がありました。報告は改訂予定の「安全衛生活動のてびき」に反映させていきます。

(日本医労連 三浦宜子)

中四国

夜勤の実態と課題を中心に学ぶ

第6回中国・四国セミナー開催

第6回中四国セミナーが6月21～22日、岡山市で開かれ、203人が参加しました。

山本勝敏現地実行委員長が「大企業は海外で低コストの製品を生産し、国内では規制緩和、市場原理で働くもののいのちと健康を破壊しようとしている。これに対するたたかいを強めよう」と開会挨拶。つづいて、全国センター・中林正憲事務局次長は、「集团的自衛権容認、残業代ゼロ等の安倍政権の暴走に批判も大きく広がっている。いのちと健康を守る運動をすすめていくために、全県の地方センター結成をすすめよう」と挨拶しました。

講演では、労働科学研究所・佐々木司氏が、「夜勤労働者はその実態がよく知られていない。人間は、夜に睡眠する生理的リズムがあり、変えるとストレスが蓄積し健康を乱す。夜勤は酒酔い状態の集中しがなく、安全性に大きく影響し、頻発する夜間高速バス事故のようになる。夜光の青色光はがんの原因となり、デンマークでは看護師の乳がんが「労災」と認定されている。こうした実態を広く訴えること

が必要だ」と強調しました。

ミニシンポでは、岡山医労連から「厳しい夜勤に入る看護師が少ないために自分が病気でも休めず、点滴を入れながら、患者を看護することもあった。子どもが急に病気になっても休みが取れない」と報告、夜勤闘争の到達点を発言しました(写真)。



国労岡山地本から組合つぶしの攻撃の中で一方的な労働時間が押し付けられ、勤務間隔が4時間、1回の運転が30時間になるなどの実態とたたかいが報告されました。また、会場から、広島医療生協労組が12時間夜勤の提案を、一昨年のセミナーでの講演を力にストップしたと発言、満場の拍手が起きました。その後7つの分科会が2日間開かれました。

(岡山センター 藤田弘起)

各地・各団体のとりくみ

滋賀・介護ネット

最先端の介護機器も体験

講座・ノーリフトの基礎!

滋賀介護労組ネットワーク(県労連・自治労連・医労連・福保労)は、5月12日に近江八幡市で、講座「ノーリフトの基礎!」を開催しました。未組織労働者を含む35人が参加しました。

ノーリフトとは、ノーリフティング=抱えない介助のことです。講師は保田淳子氏(滋賀医大・ノーリフト協会会長)で、「抱えない看護・介護」の基礎講座を受けました。講座では、実際に現場で使われている最先端の介護機器(ベッド・リフター・スライディングシート)を体験しました。

厚労省の発表では、職場での腰痛は休業4日以上の職業病疾病の内、6割を占める労働災害となっています。また近年は、高齢者介護などの社会福祉施設での腰痛発生件数が、大幅に増加している状況にあります。

参加者は、県内の介護・看護現場で活躍する介護士や看護師で、講義や介護機器メーカーの説明に熱心に耳を傾けていました。

連続講座2回目は実践編で、11月開催を予定しています。(滋賀県労連FAXニュースより)



公財社医研

ILO条約批准空白を埋めよう

岩波ブックレット発行記念学習交流会

岩波書店から発行された『岩波ブックレット 日本の労働を世界に問うーILO条約を活かす道』(牛久保秀樹・村上剛志共著)の発刊記念の学習交流会が6月14日、東京都内で開催されました。

学習交流会では、まず社会医学研究センターの村上理事がブックレットの発行に至った経緯について説明しました。ブックレットの企画は、3年前の5月にJALの争議団がILO結社の自由委員会に申し立てたことを契機に、その年の8月から企画を立て、全体の構成・原稿執筆を始めたことを述べました。

つづいて、著者である牛久保弁護士が、これまでに日本の労働者がILOを活用してきた実践例や、読者からの感想を紹介しました。

そして、憲法98条2項の「求められる国際法の理解」を説明し、日本の近年の裁判所では従来から、裁判所は条約・国際人権法をはじめとする国際法の適用について冷淡であり、当事者からの条約違反の主張に対しても、これを無視する状況が続いていた経過を述べました。

さらに、ILOの訪問要請活動について郵政産業労働者ユニオン・廣岡元穂氏から報告がありました。

つづいて、JAL不当解雇撤回裁判原告団・国公労連・全日本教職員組合・全厚生労働組合の代表が、ILOを活用しての活動報告しました。

(公益財団法人 村上剛志)

山梨

係争事案の取り組みに奮闘しよう

第16回総会を開催

6月29日、甲府市内で第16回山梨県センター総会が開かれ18人が参加しました。

記念講演は「東京電力芦澤拓磨モラルハラスメント事件の真相」と題して、芦澤明さん・芦



息子の苦しみを語る芦澤ひとみさん

澤ひとみさん(拓磨さん両親)が講演しました。明さんは、拓磨さんの人となり、遺書全文を確認して事件の全体像を明らかにしました。ひとみさんは、拓磨さんのブログから見た苦しみを詳しく話しました。

続いて弁護士から、企業城下町で裁判を起こすのは大変な勇気が必要で、ぜひ両親の支援を。学習会を組織して頑張ろうお提起がありました。

総会では、冒頭に萩原武勇理事長があいさつ。憲法9条をなくし戦争する国へと進める政府、残業代をなくす労働法制の改悪に抗議しようと呼びかけました。

議案を全会一致で採決の後、閉会あいさつで「山梨県センターの中心課題である東京電力・芦澤拓磨さん、山梨貸切自動車の奥山裁判のたたかいに、今日の総括を活かして奮闘しよう」と呼びかけました。

(山梨県センター 保坂忠史)

各地・各団体のとりくみ

東京

**おかげさまで東京センター結成10周年！
総会&レセプション**

東京センターは結成10周年を迎えました。結成総会は2004年4月17日に53団体、109人の参加で行われました。当日採択された『結成宣言』では「働くものの手による労働安全衛生の取り組み拠点の結成は、首都東京の歴史に新たな1ページを加えるといっても過言ではありません」と力の入った内容が記載されています。以来10年、時代が要請する課題から比して不十分さを抱えながらも、持てる力を懸命に発揮してきた歴史であったといえます。

東京センターは結成10周年を記念して、①第11回総会と総会後の記念レセプションを成功させること、②懸案だった労働安全衛生学校第1回目の開設、③10周年記念誌の刊行、④組織強化のための会員拡大を設定しました。

記念講演は、6月20日に成立した「過労死等防止対策推進法」に至るまでの苦闘の歴史を全国過労死を考える家族の会代表の寺西笑子さんをお願いしました。歴史的な「法」成立後、本邦初めての講演は、迫力ある内容でした。また総会の中では、後継者育成の問題も喫緊の課題として提起されました。レセプションは各界から40人を超える参加で東京

センターに関わる思い出と温かい励ましのスピーチを頂きました。

第1回労働安全衛生学校は5月31日に開催し、65人が参加。6時間半という長丁場でしたが「学んだことを職場で生かしたい」、「引き続き毎年開校を」などの感想が寄せられました。

10周年記念誌は、49ページの手作りの記念誌が、多くの人たちの協力を得て作られました。題して「東京センターのこれまでとこれからの歩み」としました。活動日誌の原稿はA4で六十数ページにもなり、10ページに圧縮するのに大変苦勞をしました。

東京センターは年間会費として団体会員1口1万円・個人会員5千円・賛助会員3千円で運営しています。活動の継続・発展のための組織基盤の強化に取り組みました。この面ではまだまだ十分な成果が挙げられず、本年度通年の課題としていきたいと思っています。10年の歴史を土台にして、今後とも前進する決意です。(東京センター 色部 祐)



岡山

**長期間のパワハラによる自殺労災認定
損害賠償請求も完全勝訴**

今年4月、岡山地裁が岡山県備前市のデイサービスセンターの介護員がうつ病を発症し自殺したのは、上司のパワハラが原因であるとし、業務外決定を取り消す判決を下しました。同時に損害賠償訴訟でも、使用者の安全配慮義務違反を認定し請求通りの支払いを命じました。

介護員は、職場でのいじめを苦に焼身自殺を図り、4日後に全身火傷により死亡しました。自殺直後に遺族からの相談を受けた県過労死連絡センターでは、弁護士とともに施設管理者に資料提出を求め、弁護士が直接個別に職員から聞き取りを行うなどしていじめの実態証言を得てきました。

この職場の実質的な責任者である生活相談員によるイジメは、相手が壊れてしまうまで続くので、標的になった職員が次々と職場を去っていく異常な状況が放置されたままになっていました。ある同僚は被災者の変調を心配し、自殺の可能性を事業所に報告し対処するよう求めていました。

救急車での搬送中の消防士の聞き取りに対し、被災者が「日頃から職場でいじめを受け毎日がとてもつらい」「いじめ



勝利を喜ぶ原告・弁護士・支援者

られていることが原因で自殺を図った」との聴取書も残っていました。これらを資料として労災申請しましたが、認定されず提訴しました。

全国からの「控訴するな」のFAX要請が集中。判決を覆す資料もない厚労省は、控訴を断念。備前市もそれに従い判決が確定しました。原告の奥さんは「幼い2人の子どもたちを残し、この世を去らざるを得なかった夫の無念な気持ちと、私たち家族を救ってください」と訴えてきました。「ご支援いただきました皆さんに心からお礼を申し上げます」と話しています。(岡山センター 谷本 守)

「いの健」運動、やってみると楽しいかも！

「岩手県センター」9月の設立めざし学習会

昨年12月26日に、いわて労連が単産単組・民主団体に呼びかけて、「働くもののいのちと健康を守る岩手県センター準備会」を発足し、毎月1回会議を開催してきました。その中で、地方センターの活動をみんなに知ってもらおうと、「いの健」全国センターより田村昭彦・副理事長（九州社医研）を講師として派遣していただき、6月4日に盛岡市内で『いの健』地方センターの役割を考える～北九州労健連と九州セミナーを題材に～と題して学習会を開催しました。16団体・組織から、43人が参加しました。

田村副理事長の講演では、「私は、医師しかしたことがないから、他の職業・職場はわからない。聞かなければわからない。だから、みんなが生徒・みんなが先生で互いの職場を理解すること。働くことと健康はつながっている（長時間残業と睡眠）。楽しく活動・現場の声を大事に。2～3人集まれば話し合いが出来る。職場から労災を出さない(予防)」。など地方組織の活動で大切なこと＝事実から学ぶ・学習し調査したたかう・ハーモニーの重視、それを



講師の全国センター・田村副理事長

支える組織は社会的な役割が発揮されている・個人の存在が尊重されている・変化に耐え得る新しいことを吸収し得る・柔軟であること、九州セミナー活動など



を、わかりやすく話していただきました。

岩手民医連・尾形文智会長（川久保病院・院長）が主催者あいさつ、自由法曹団岩手支部事務局長・佐々木良博弁護士が閉会あいさつを行いました。

参加者からは、「もっと講演を聞きたかった」、「田村先生の講演をあと2回くらいは聞かないと」、「労働者の砦となる『いの健センター』の必要性を感じた」、「活動内容のイメージ＝学んで力をつけること・楽しく活動すること・無理せず身近な問題に取り組むことと認識しました」、「『いの健』運動やってみると結構楽しいかも！」、「早くセンターとしての活動を開始されることを望みます」などの感想が寄せられるなど、大変好評な講演でした。

まとめと提起でいわて労連・金野耕治議長が、9月には「働くもののいのちと健康を守る岩手県センター」の設立をする予定で、広範な民主団体・単産・単組の参加を呼びかけて設立をめざすと語りました。

（岩手県センター準備会 角掛洋一）

シリーズ 相談室だより (90)

学業の中で働くルールの学習を！

「母が亡くなりました。4日間、休ませて下さい、有給で…」 「有給休暇？我が社にはそんなモノは無い。だれか見たことがあるか」と、うそぶく経営者。仕事で怪我をしても社長の一言で労働災害とされなかったケースなど、働くルールが存在しない無法地帯―実際のところ、それが今の日本の現状ではないでしょうか。

相談で特に感じることは、相談者の多くが働くルールについて知らないことです。経営者も労働者も……。だから、働く現場で不毛なトラブルが発生する。そこに問題がある。ここを改善することなしに問題は解決しないと考えます。日本国憲法をはじ

め労働基準法・労働契約法・労働安全衛生法などについて、私たちはどこで知る機会を得ることが出来るのかと言えば、現実問題では、ありません。

労働組合での学習会で知ることが出来た人は幸運ですが、日本の労働者の8割以上が労働組合に組織されていない現状からは、どうしても限界があります。

誰もが社会人になります。社会人になる前の中学・高校・大学の学業過程の中で短時間であれ、働くルール＝日本国憲法や労働基準法をはじめとした労働諸法規の学習が、システム・カリキュラムに組み込まれるのが最良です。この取り組みをぜひ、日本全国の運動にしたいものです。

（いわて労連相談センター 工藤和雄）

インフォメーション

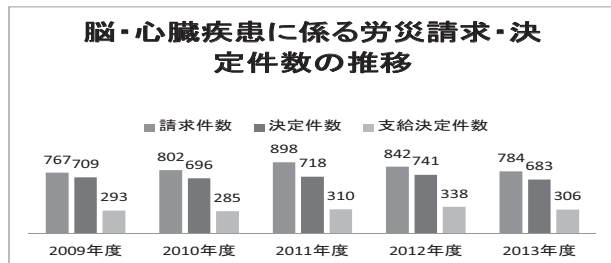
精神障害の労災請求件数が1,409件（前年度比152件増）と過去最高
2013年度 脳・心臓疾患、精神障害等の労災補償状況

厚労省は6月27日、「平成25年度 脳・心臓疾患と精神障害の労災補償状況まとめ」を発表しました。「過労死防止対策推進法」が成立し、早急な対策が求められていることがますます明らかになりました。

脳・心臓疾患に関する事案の労災補償状況

【1】請求件数は784件であり前年度に比べ58件の減。「業務上」の支給決定件数は、306件で前年度に比べ30件減少しています。【図1】

図1



【2】年齢別では、請求件数で「50～59歳」241件、「60歳以上」228件、「40～49歳」210件の順で多く、支給決定数は「50～59歳」108件、「40～49歳」92件、「30～39歳」43件の順に多くなっています。

【表1】

表1 脳・心臓疾患の年齢別請求、決定及び支給決定件数

	2011年						2013年					
	請求件数		決定件数		うち支給決定件数		請求件数		決定件数		うち支給決定件数	
	うち死亡	うち自殺	うち死亡	うち自殺	うち死亡	うち自殺	うち死亡	うち自殺	うち死亡	うち自殺	うち死亡	うち自殺
19歳以下	2	1	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0
20～29歳	19	11	18	11	9	6	23	11	20	10	13	6
30～39歳	110	49	103	49	56	32	81	32	81	40	43	19
40～49歳	216	76	199	72	113	43	210	88	182	84	92	46
50～59歳	272	85	254	86	118	32	241	88	219	95	108	47
60歳以上	223	63	167	54	42	10	228	63	179	59	50	15
合計	842	285	741	272	338	91	784	283	683	290	306	133

精神障害等の労災補償状況

【1】請求件数は1409件で、前年度比152件増（107%）となり、過去最多。「業務上」の支給決定件数436件で、前年に比べ39件、4年ぶりに減少しています。【表2】

認定率は年度ごとにみると、2009年度27.5%、2010年度29.0%、2011年度30.3%、2012年度、39.0%、2013年36.5%と推移しています。しかし、増加したとはいえ認定率は3割台にとどまり、請求者の増を考えると「業務外」となった人の実数は増加しています。自殺（未遂を含む）は前年度177件の8件増加、精神障害の労災をめぐっての問題が変化してきていることが伺えます。【表2】

表2 精神障害の労災認定補償状況

精神障害	請求件数 決定件数	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度
		うち支給決定件数 （認定率）	1136	1181	1272	1257
うち自殺 （未遂を含む）	決定件数	852	1061	1074	1217	1193
	うち支給決定件数 （認定率）	234	308	325	475	436
うち自殺 （未遂を含む）	請求件数	27%	29%	30%	39%	37%
	決定件数	157	171	202	169	177
うち自殺 （未遂を含む）	決定件数	140	170	176	203	157
	うち支給決定件数 （認定率）	63	65	66	93	63
		45%	38%	38%	46%	40%

【2】年齢別では、請求件数は「40～49歳」421件、「30～39歳」428件、支給決定件数は「30歳～39歳」161件、「40～49歳」106件の順に多くなっています。【表3】

表3 精神障害の年齢別請求、決定及び支給決定件数

	2012年						2013年					
	請求件数		決定件数		うち支給決定件数		請求件数		決定件数		うち支給決定件数	
	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺	
19歳以下	14	1	15	4	4	1	20	0	19	2	6	1
20～29歳	242	44	238	51	103	20	277	44	221	34	75	9
30～39歳	370	33	272	51	149	23	428	42	382	38	161	21
40～49歳	387	49	379	53	146	31	421	46	347	45	106	16
50～59歳	194	35	165	37	50	11	218	38	175	28	69	12
60歳以上	50	7	48	7	23	7	45	7	49	10	19	4
合計	1257	169	1217	203	475	93	1409	177	1193	157	436	63

*自殺は未遂を含む

【3】出来事別決定及び支給決定数では、「仕事の内容・仕事量の（大きさ）変化を生じさせる出来事はあった」と「(ひどい)嫌がらせ、いじめ、または暴行を受けた」がそれぞれ55件、「悲惨な事故や災害の体験、目撃した」49件の順に多くなっています。【表4】

表4 精神障害の出来事別決定及び支給決定数(抜粋)

*支給決定件数が10件以上の項目を記載

出来事の種類	具体的な出来事	2012年				2013年			
		決定件数		うち支給決定件数		決定件数		うち支給決定件数	
		うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺		
事故や災害の体験	重度の病気やケガをした	97	4	45	3	92	4	48	3
	悲惨な事故や災害の体験、目撃をした	93	2	51	2	82	0	49	0
仕事の内容・量	仕事の内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった	125	34	59	19	127	27	55	14
	1ヶ月に80時間以上の時間外労働を行った	59	17	32	8	64	10	34	5
	2週間以上連続勤務を行った	28	8	17	7	21	2	15	2
4 役割・地位の変化	配置転換があった	63	10	12	4	62	17	11	6
5 対人関係	(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた	99	15	55	10	115	7	55	5
	上司とのトラブルがあった	213	22	35	6	231	27	17	5
6 セクシャルハラスメント	セクシャルハラスメントを受けた	45	0	24	0	52	0	28	1
7 特別な出来事		84	16	84	16	73	8	71	8

(全国センター 岡村やよい)